

命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
する連絡会ニュース NO. 7 1998. 4. 30
連絡先. 茨城保健生活協同組合
(029-221-3406)

産業廃棄物最終処分場

建設阻止の裁判提訴について

水戸市民の水源地に産廃処分場が建設されますと、市民の飲料水が汚染され、市民のいのちとくらしを根本から破壊する危険性を強く持っております。このように危険な産廃処分場の建設が、本年1月30日茨城県知事から許可されました。産廃処分場が建設されて操業にいたれば、処分場の有害物質がすぐ近くの田野川に注ぎ込み、田野川の汚染によって付近の水田を汚染して、米作を不可能にするばかりでなく、地下水が付近の井戸水を汚染し、さらに水戸市民の水道水を汚染する危険性を強くもっております。これは私たちのいのちとくらしを根本から危うくし、人格権の侵害になると考えます。

私たちは、平成7年4月、地元住民から、突然処分場の建設計画を知らされ、さっそくその計画の調査を始めました。そして処分場建設許可の手続きの切迫を知り、早速反対運動をはじめました。同年9～11月には、水戸市民を中心に2万3000余人の署名を集め、水戸市長に建設反対の陳情書を提出いたしました。ほぼ同じ時期に、私たちの運動とは別に約5000人が、県知事に処分場建設反対の陳情をいたしました。また反対運動が強まる中で、それまで業者に同意書を提出していた地元住民が、次々に同意撤回書を県知事に提出しました。

このように広範な反対陳情を受けて、水戸市長は平成7年11月、「当該事業計画は法的

な要件を具備しているとはいえ、・・・特に事業計画が本市水道水源に近接していることから、調査結果をふまえ、その安全性が確保されるまでは、慎重な対応を図る必要があると思料され、現時点での当該地への設置については適切でないと考える」と言う意見書を、茨城県知事に提出いたしました。

平成8年5月には、茨城大学名誉教授34人が、「田野川の汚染は、水戸市民の飲料水汚染に直結する危険性を強くもっている」として、処分場建設申請を不許可にするよう、茨城県知事に強く陳情いたしました。

同年12月茨城県知事は、「本件申請地は水戸市の水道取水口の上流に位置しており、水戸市の水道水への影響が懸念され・・・生活環境を保全を図るうえで支障を生じるおそれがあると判断した」として、建設不許可の決定を致しました。

しかし、業者（赤塚設備工業）は県知事の不許可決定を不満として、同年末厚生大臣に不服審査請求を致しました。申請をうけた厚生大臣は、水源汚染や灌漑水汚染の危険性について1回の現地調査もおこなわず、もっぱら机上の検討で平成9年12月県知事の決定をくつがえす裁決を行ないました。県知事は、厚生大臣の裁決には従わねばならないことになっているとして、本年1月処分場の建設について曖昧な条件をつけただけで、建設許可の決定を致しました。誠に残念な次第で

す。

厚生大臣は、私たちの何回もの陳情に真面目に対応せず、水道水・井戸水・灌漑水の汚染について実地の調査を全くおこなっておりません。このような大臣裁決には、私たちは到底納得できません。私たちは、市民のいのちとくらしを守るため、処分場建設不許可を強く求めて裁判をおこしました。

この処分場の事務手続の経過を見ますと、当初は業者・茨城県・水戸市の3者でごく秘密裡に事務を処理し、一般市民には長い間全く知らされませんでした。建設反対運動をすすめる段階になっても、県・市の担当者は処分場について説明を断りました。建設反対の運動で私たちは、大変苦労いたしました。水戸市長が反対意見を県知事に提出する段階になってから、行政当局は少しずつ説明をするようになりました。私たちの運動が、水戸市や茨城県の態度を変化させ、不許可を勝ち取ったと考えられます。

しかし、厚生大臣は従来からの態度を変え

ず、水源地における汚染問題にはほとんど関心をはらわず、県知事の不許可を取り消してしまいました。

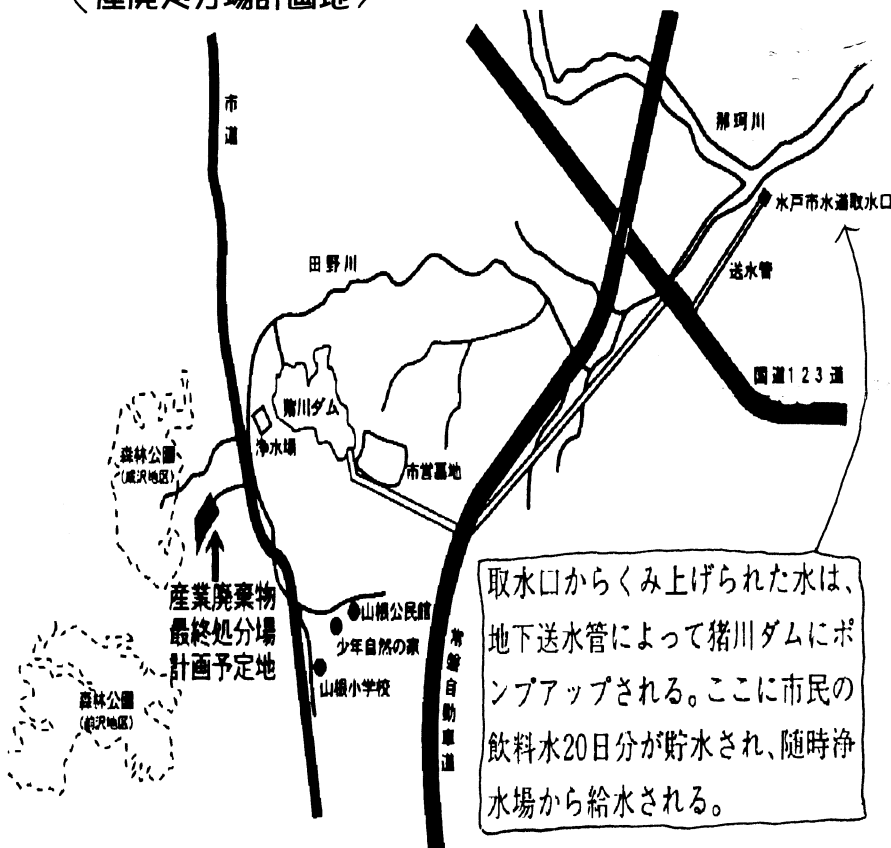
その結果、県知事は建設許可を余儀なくされました。誠に残念です。このような経過をたどる県知事の建設許可は、私たちには納得できません。

私たちは、業者に対して産廃処分場建設差し止めの仮処分を訴えました。4月7日午後1時水戸地方裁判所に提訴をおこない、同日午後6時より県立青少年会館で決起集会を開催いたしました。4月22日午後3時、水戸地裁第3法廷で第1回の審尋がおこなわれました。次回は6月3日午後4時開廷の予定です。

水戸市民の皆様をはじめ、ひろく茨城県民の皆様には、私たちの裁判提訴をご理解いただき、それぞれのお立場からのご支援をお願い申し上げます。

木戸田 四郎 (産廃最終処分場建設に反対する連絡会 世話人代表)

〈産廃処分場計画地〉



取水口からくみ上げられた水は、地下送水管によって猪川ダムにポンプアップされる。ここに市民の飲料水20日分が貯水され、随時浄水場から給水される。



「産廃最終処分場建設差し止めを求める仮処分」

今回の裁判について

弁護士 安江 祐

4月7日、産業廃棄物最終処分場建設の差し止めを求める仮処分を、水戸地方裁判所に申し立てました。申立人には、地元の全隈町、成沢町はじめ、水戸市在住の方々を中心に318名の人たちが名前を連ねました。

ご承知のとおり、この裁判は、処分場設置を不許可とした県の判断を覆す不当な厚生大臣の決定がなければおこさずにすんだものです。現地調査もせずこのような決定を行った国の姿勢には憤りを覚えます。

今回の裁判は、行政手続上のものではなく、処分場の設置によって環境が汚染され、住民一人一人の生命や健康に被害が生ずる恐れがあることを理由とするものです。具体的には、井戸水、農業用水、水道水の汚染による健康被害の危険性です。

4月22日に第1回の審尋が行われましたが、相手方の赤塚設備からは具体的な答弁が得られませんでした。次回の審尋は6月3日午後4時から行われます。できるだけ多くの方に、この裁判の進行を見守っていただきたいと考えています。

最近、全国各地で処分場の建設や操業の禁止を求める裁判が闘われ、勝利を勝ち取った例も数多く報告されています。このような訴訟を闘う弁護団の連絡組織（ゴミ弁連）も誕生しました。

私たち弁護団も全国の闘いの経験を最大限活用しながらこの裁判を進め、皆さんとともに最後の勝利を勝ち取りたいと念願しています。

潮来町「産廃問題報告会」に参加して（4月18日土6時～）

潮来町の産廃処分場は規模が小さいので県の許可が必要でないという点が全隈町と違います。潮来町では町長さんをはじめ町議会、区長会、さらには町役場の職員組合まで反対運動に立ち上がったという点も感激でした。こそって「大生原台地」を守ろう、と考えられるあらゆる反対運動をしたという点もすばらしいと思いました。井戸水を飲料水として使っている家が多いという自然にめぐまれた地域が、多くの住民の関心を集めたのでした。そしてなんと17,000

名の有権者に対し、11,782名の反対署名を集めたそうです。今回の「産廃問題報告会」にも500名近くの参加者があり、町長はじめ水原産廃反対期成同盟の代表者、職員組合書記長等が反対運動の経過を報告し、坂本博之弁護士が裁判内容を報告しました。5月末か6月はじめに麻生地方裁判所の決定がでるそうです。

最後に中川鮮（アキラ）先生の講演があり、とても勉強になりました。是非、水戸の産廃反対連絡会でもお呼びしていただきたいと思いました。

水戸市農業委員会交渉に12名

会長「現地調査もしたいと」回答

4月20日午後2時

「産廃処分場建設及び廃棄物搬入の進入道路用地について農地転用を許可しないで下さい」と514筆（うち地元198筆）の署名を添えて水戸市農業委員会に陳情しました。農業委員会側から八木岡会長ほか5名が対応し、建設反対連絡会は地元の5名を含めて12名が参加しました。

農業委員会は申請をうけて、内容をチェックし農地部会へ出して、法令的に見てどうなのか、意見を付して県知事に申達。県はそれをうけて県の農業会議に諮問。農業会議で審議して知事に答申。それを受けて県知事は許

可、不許可を決定という取り扱いになるそうです。

八木岡会長は「農業委員会としては、全体の会議で合議で行われる。現地調査もしたい」と回答しました。

地元のOさん「600mぐらい川下に住んでいる。この問題について、私どもには何らの相談も協議もなかった。一業者の利益のために、何で自分たち、また水戸市民が被害を受けなければならないか、納得できない。是非許可しないようにしてほしい」と強く要請しました。

私も一言

日本婦人会議水戸支部 関根裕子

今度の裁判では、地元の方々が多数ご参加いただき大変喜んで心強く感じております。数歩前進した感です。

署名・ビラ配布、要請・陳情活動など致しましたが、こんなに重大な問題であり、ぜひとも不許可になるようにしたい一心でした。

ですから、水戸市長の意見書や県の不許可が出されたときには努力した甲斐があったと喜び合い、行政で専門に調べた結果も私たちの考えた通り、水道水源地に処分場をつくることは危険だと確認しあったのですが……。

最近、「奪われし未来」と言う本が大変な話題になっています。

多種多様な化学物質が、総称“環境ホルモン”として全生物にじわじわと影響を及ぼす事をデータを中心にまとめられています。

ますます危険を感じる今、何としても“全隈”は守りぬきたいものです。

編集委員会からのお願い

いよいよ裁判が始まりました。産廃処分場建設差し止め裁判に是非勝利したいと思えます。いのちの水を守るために是非皆さんのお力をおかし下さい。これからニュースを頻繁にお届けしたいと思えます。つきましてはニュース発行の編集委員会に積極的にご参加下さい。どなたでも参加できます。またこのニュースの内容をまわりの方にお知らせ下さい。よろしく願いいたします。

世話人会からのお願い

(1) 6月3日 第2回審尋午後4時

傍聴希望者は事務局田中までご連絡ください。(221-3406)

(2) 5月16日(土) 1:00~4:00

現地見学会 集合:浄水場の下駐車場

(3) これからは、現地調査をはじめ各種の活動が必要になります。市民をはじめ多くの方々が、それぞれのお立場から自由なご提案とご支援ご協力をお願いいたします。